

土砂等の埋立て等による土壤の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手続き

上三川町

令和5年1月

小規模特定事業の許可申請をされる皆様へ

上三川町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壤の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止するため、平成1

1年12月15日に制定し、平成12年4月1日から施行されました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただきとともに

に、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壤の汚染や災害の発生の防止に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、たい積を行われるようお願いします。

なお、上三川町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び施行規則は、上三川町ホームページのメニューから、「例規集」を選択し、「体系目次」の中から「第10編建設」を選択していただきますと、閲覧することができます。

申請の手引き改正履歴

| 版数 | 発行日 | 改正の内容 |
|------|-----------|-----------------------|
| 第1版 | 平成12年4月1日 | |
| 第2版 | 平成14年4月1日 | 関係法、別記様式、適用する表の改正に伴う |
| 第3版 | 平成17年1月1日 | 規則別表第3の一部改正に伴う |
| 第4版 | 平成17年4月1日 | 関係条例、別記様式、適用する表の改正に伴う |
| 第5版 | 平成19年4月1日 | 関係条例、別記様式、適用する表の改正に伴う |
| 第6版 | 平成28年4月1日 | 関係条例、別記様式、適用する表の改正に伴う |
| 第7版 | 平成29年4月1日 | 関係条例、適用する表の改正に伴う |
| 第8版 | 平成31年4月1日 | 規則別表第1の一部改正に伴う |
| 第9版 | 令和2年4月1日 | 規則の一部改正に伴う |
| 第10版 | 令和3年4月1日 | 規則別表第1の一部改正に伴う |
| 第11版 | 令和5年1月1日 | 関係条例、別記様式、適用する表の改正に伴う |

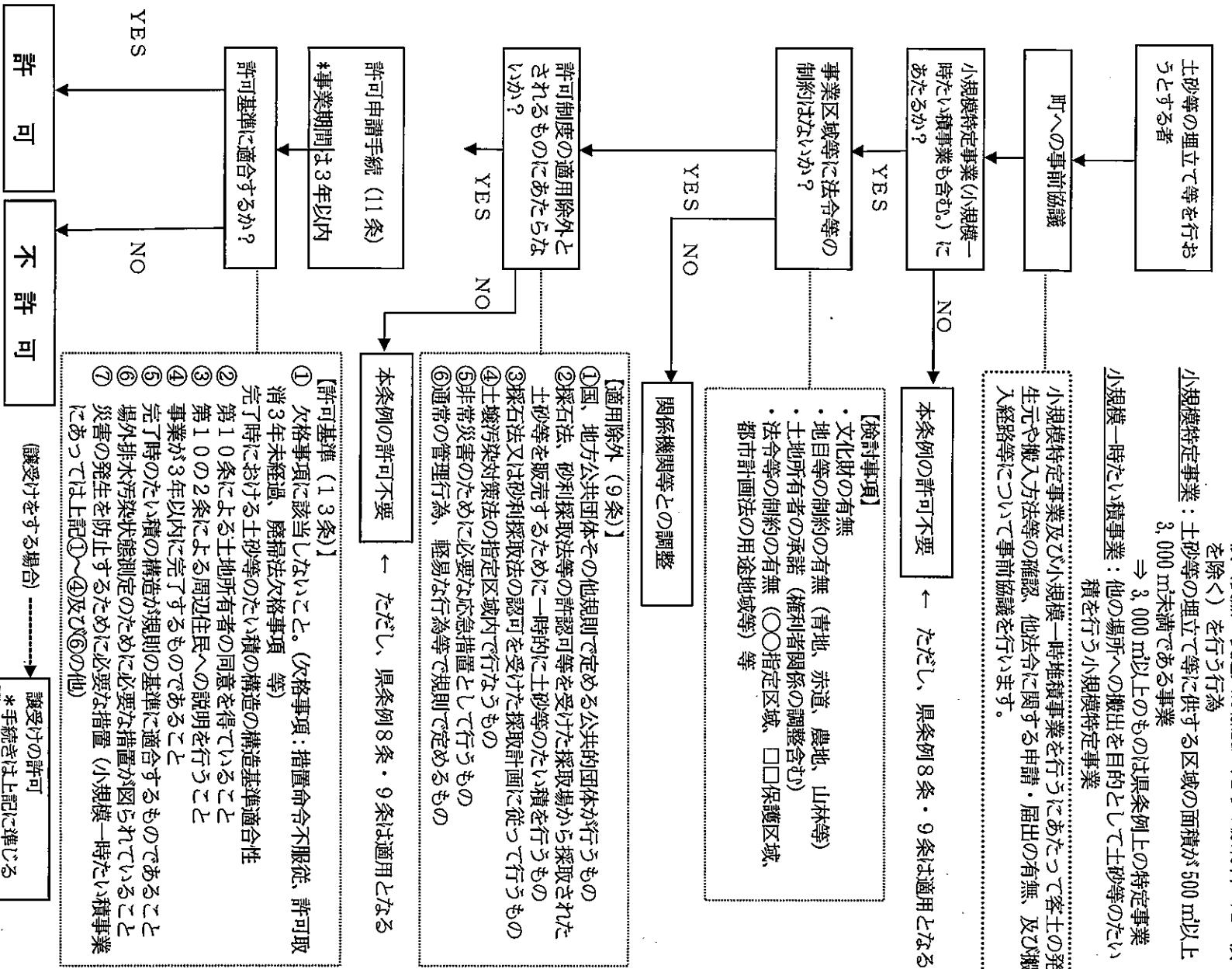
目 次

| | |
|---|-------|
| I 許可制度の概要 | 1 |
| II 小規模特定事業を実施する方々への留意事項 | 3 |
| III 小規模特定事業許可（変更許可）申請書審査表 | 5 |
| IV 小規模特定事業許可申請書等作成要領 | 7～16 |
| 1 小規模特定事業許可申請書（別記様式第4号）記載要領 | 7 |
| 2 小規模特定事業（小規模一時たい積事業）許可申請書（別記様式第6号）記載要領 | 10 |
| 3 小規模特定事業変更許可申請書（別記様式第7号）記載要領 | 12 |
| 4 小規模特定事業譲受け許可申請書（別記様式第20号）記載要領 | 12 |
| 5 土砂等搬入届（別記様式第9号）記載要領 | 13 |
| 6 土砂等発元証明書（別記様式第10号）記載要領 | 13 |
| 7 検査試料採取調書（別記様式第11号）記載要領 | 13 |
| 8 土砂等管理台帳（別記様式第12号）記載要領 | 14 |
| 9 土砂等管理台帳（一時たい積事業用）（別記様式第13号）記載要領 | 14 |
| 10 小規模特定事業状況報告書（別記様式第14号）記載要領 | 14 |
| 11 小規模特定事業（小規模一時たい積事業）状況報告書（別記様式第15号）記載要領 | 15 |
| 12 小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第16号）記載要領 | 15 |
| 13 小規模特定事業相続届（別記様式第21号）記載要領 | 16 |
| 14 その他 | 16～17 |
| 参考 | |
| 1 条例・施行規則対照表 | 18～28 |
| 2 条例第7条第1項に係る安全基準（別表第1） | 29～31 |
| 3 条例第13条第1項第4号に係る構造上の基準（別表第2） | 32 |
| 4 条例第13条第2項第2号に係る構造上の基準（別表第3） | 33 |
| 5 条例第13条第3項に係る行為（別表第4） | 34 |

Ⅰ 本条例における許可制度の概要

◇ 本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1 許可を受けるまでの流れ



2 小規模特定事業施工時の義務

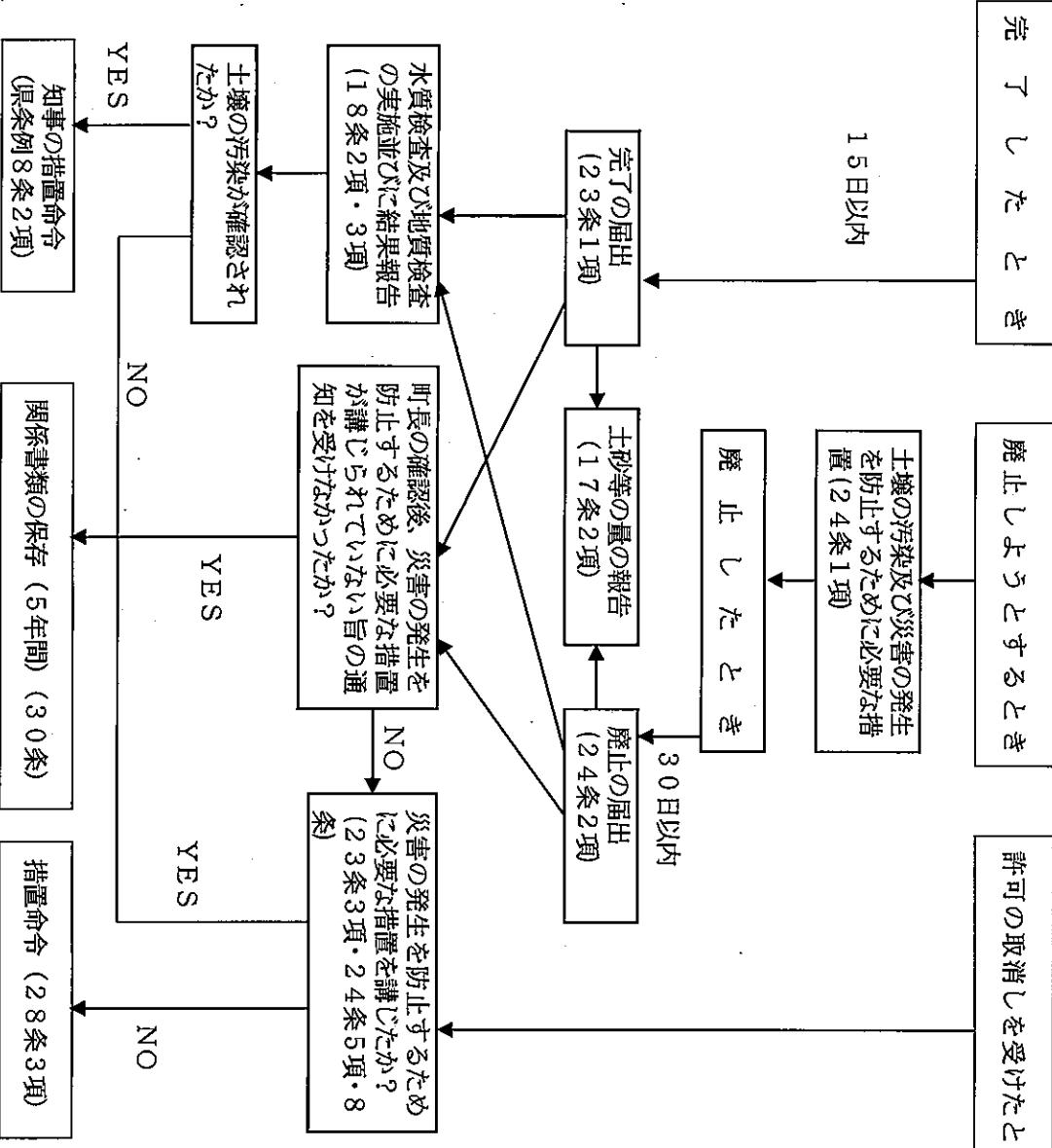
【全ての許可事業者が行うもの】

- ① 砂等の搬入の届出 (16条)
⇒採取場所ごと、かつ5,000立方メートルごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付
- ② 砂等管理台帳の作成 (17条) 及び土砂等の量の報告 (17条2)
⇒採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量等を記載する。6か月（一時たい積事業は3か月）ごとに当該6か月（一時たい積事業は3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
- ③ 水質検査等の実施及び結果報告 (18条1項・3項)
⇒6か月（一時たい積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内
- ④ 関係書類の縦覧 (20条)
- ⑤ 標識の掲示等 (21条)
- ⑥ 搬入車両への表示 (22条)

【必要に応じて行うもの】

- ① 申請事項の変更許可申請・届出 (15条2) ⇒氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出休止（2か月以上）の届出 (24条2)
- ② 譲受の許可 (25条2) ⇒譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を継承
- ④ 相続による地位継承の届出 (26条2) ⇒許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

3 小規模特定事業の終了



II 小規模特定事業を実施する方への留意事項

事前協議の実施について

小規模特定事業を実施する必要がある事業者は、円滑に事業を遂行するため、町地域生活課の窓口において事前協議をしてください。

その際、実施場所、土砂等を入れる箇所、面積、及び土砂等の搬出元について判る資料をお持ちください。

1 事業の実施にあたって

- (1) 小規模特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、町教育委員会に確認する。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）
- (2) 小規模特定事業を実施する区域（土地）内及び隣接地に、町道、認定外道路、河川水路等がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等を町都市建設課（県土木事務所）に確認する。
- (3) 盛土をする土砂の搬出元が、県内からの発生土であることを確認する。
- (4) 土砂を搬入する経路において、警察及び国土交通省、県土木事務所、町都市建設課に車両の通行が可能であるかを確認する。
- (5) 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続きも必要である。
- (6) 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、小規模特定事業場を管轄する県東環境森林事務所に必要な手続きを確認する。
- (7) その他、施行規則第10条別表第4に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を十分に確認する。
- (8) 1, 000m³以上の一時いた積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要であること。
また、500m³以上1, 000m³未満のストックヤードは、県生活環境保全条例に基づく届出が必要である。
- (9) 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る。
- (10) 土砂等を搬入する前に、必ず土砂等搬入届を提出すること。

2 事業について

(1) 事業区域、対象事業

ア 小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、小規模一時たい積場の保安地帯、事務所は含まない。
また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。(たとえ隣接地でも許可対象となる。)
イ 事業規模が、変更により 500 m²以上になった場合は、その時点での許可が必要となる。

また、町の許可を受けている事業で変更により事業規模が 3,000 m²以上になった場合はその時点で県条例許可が必要となる。(県と調整が必要)

(2) 使用材料等

ア 事業区域の表土が岩石の場合は、地質検査は不要である。
イ 路盤材として使用される碎石や砂利はこの条例の対象外である。
ウ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。
エ 小規模特定事業に用いる土砂は、第1種建設発生土、第2種建設発生土、及び第3種建設発生土に該当すること。
オ 小規模特定事業に用いる土砂は、栃木県内から発生したものであり、土砂の発生場所から直接搬入されること。

3 その他

- (1) 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。
- (2) 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書、地質分析結果証明書は、採取場所ごとに必要である。
- (3) 農地法の5条申請(農地転用の許可申請)のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要である。(農地転用の許可申請書の写しが必要。)
- (4) 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。

別記様式第2号（第5条関係）

小規模特定事業許可（変更許可）申請書審査表

| 小規模特定事業 | | 小規模一時たい積事業 | |
|--|--------|--|--------|
| 必要書類 | 有 無 | 必要書類 | 有 無 |
| 1. 目次 | | 1. 目次 | |
| 2. 小規模特定事業許可申請書 | | 2. 小規模一時たい積事業許可申請書 | |
| 3. 同上（別紙搬入計画等） | | | |
| 4. 申請者の住民票（法人登記簿謄本） | | 3. 申請者の住民票（法人登記簿謄本） | |
| 5. 小規模特定事業場位置図 | | 4. 小規模特定事業場位置図 | |
| 6. 小規模特定事業場見取図 | | 5. 小規模特定事業場見取図 | |
| 7. 察測平面図 | | 6. 察測平面図（土砂等たい積最大） | |
| 8. 察測縦断面図 | | 7. 察測縦断面図（土砂等たい積最大） | |
| 9. 察測横断面図 | | 8. 察測横断面図（土砂等たい積最大） | |
| 10. 小規模特定事業場土地登記簿謄本 | | 9. 小規模特定事業場土地登記簿謄本 | |
| 11. 小規模特定事業場公図（写し） | | 10. 小規模特定事業場公図（写し） | |
| 12. 小規模特定事業区域内土地使用同意書 | | 11. 小規模特定事業（一時たい積事業）区域 内土地使用同意書 | |
| 13. 現場監督の住民票 | | 12. 現場監督の住民票 | |
| 14. 周辺住民への説明を行った内容を記載 した書面 | | 13. 周辺住民への説明を行った内容を記載 した書面 | |
| 15. 条例14条第1項第1号アからケまでに該当 しないものである旨の宣誓書 | | 14. 条例14条第1項第1号アからケまでに該当 しないものである旨の宣誓書 | |
| 16. 法定代理人の氏名、生年月日、本籍地お よび住所を記載した書面 | | 15. 法定代理人の氏名、生年月日、本籍地お よび住所を記載した書面 | |
| 17. 役員の氏名、生年月日、本籍地および住 所を記載した書面 | | 16. 役員の氏名、生年月日、本籍地および住 所を記載した書面 | |
| 18. 発行済み株式総数の100分の5以上の株式 を有する株主または出資額の100分の5 以上の額に相当する出資をしている者 の氏名、生年月日、本籍地および住所を 記載した書面 | | 17. 発行済み株式総数の100分の5以上の株式 を有する株主または出資額の100分の5 以上の額に相当する出資をしている者 の氏名、生年月日、本籍地および住所を 記載した書面 | |

| 小規模特定事業 | 小規模一時たい積事業 |
|--|--|
| 19. 規則第7条に規定する使用人又は規則第8条6号に規定する町長が別に定める使用人の氏名、生年月日、本籍地および住所を記載した書面 | 18. 規則第7条に規定する使用人又は規則第8条6号に規定する町長が別に定める使用人の氏名、生年月日、本籍地および住所を記載した書面 |
| 20. 使用土砂等予定量計算書 | |
| 21. 構造安定計画書(安定計算を行った場合) | |
| 22. 摺壁断面図・背面図(摺壁を用いる場合) | |
| 23. 摺壁の概要・構造計画書等 | |
| 24. 小規模特定事業の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面 | 19. 小規模特定事業の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面 |
| 25. 関係許認可等の申請書の写し | 20. 関係許認可等の申請書の写し |
| 農地法(農地転用許可、届) | 農地法(農地転用許可、届) |
| 森林法(林地開発、伐採届) | 森林法(林地開発、伐採届) |
| 優良農地林地保全特別措置要綱 | 優良農地林地保全特別措置要綱 |
| 都市計画法(開発行為) | 都市計画法(開発行為) |
| 文化財保護法(埋蔵文化財確認) | 文化財保護法(埋蔵文化財確認) |
| 国土交通省所管公共用財産管理規則 | 国土交通省所管公共用財産管理規則 |
| 宅地造成規制法 | 宅地造成規制法 |
| 宅地開発事業等の基準に関する条例 | 宅地開発事業等の基準に関する条例 |
| 26. (構造基準適用除外書面該当) | 21. (構造基準適用除外書面該当) |
| 27. その他() | 22. その他() |

IV 小規模特定事業許可申請書等作成要領

1 小規模特定事業許可申請書（別記様式第4号）記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、当該事業区域が他市町との区域と共存する場合にあっては500m²以上の市町に提出することとし、合計面積が3,000m²以上の場合は県東環境森林事務所へ提出すること。
- ◇ 申請書類は、正本1通の他は写しでよい。
- ◇ 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

- (1) 小規模特定事業場の位置
- (2) 小規模特定事業場の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）
- (3) 小規模特定事業に供する施設の設置計画
- (4) 1/500程度でA1又はA2の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。
(土砂等の搬入路、排水溝及び排水増す等（小規模特定事業内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）等の施設の位置を明示すること。)
- (5) 現場管理責任者の氏名
- (6) 施行規則第23条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
- (8) 土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの予定量の合計におおむね合致すること。
- (9) 小規模特定事業の期間
- (10) 小規模特定事業を行う期間を記載すること。
ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあっては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。
- (11) 小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあっては、許可等（許可前にあっては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。
又この場合土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間とする。
- (12) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
- (13) 施行規則別表第2に掲げる構造のとおりとし、事業の前後の構造が判別できる1/500程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。
- (14) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- (15) 別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。搬入土砂等の区分は、参考の条文（建設省通知）を参照のこと。
- (16) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態

を測定するため排水を収集するために必要な措置
1/500 程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、
排水溝、排水井（必要に応じた数を設置すること。）等を記載するとともに、小規模特
定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事
の工程、工法を記載した図面とする。

- (10) 小規模特定事業が施工されている間ににおいて、小規模特定事業区域以外の地域への当
該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止
するために必要な措置
1/500 程度の平面図に、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法を
記載した図面とする。

【添付書類関係】

- (11) 申請者の住民票（法人の場合にあっては、登記簿謄本）
3月以内に発行したものに限る。
- (12) 小規模特定事業場の位置図
1/50, 000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (13) 小規模特定事業場の見取図
1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (14) 小規模特定事業場の平面図及び断面図
形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。
(原則として 1/250 ~ 1/500 の図面とする。)
- (15) 小規模特定事業場の土地の登記簿謄本
3月以内に発行したものに限る。ただし、小規模特定事業場の土地が自らの所有に係
らない場合にあっては、当該土地の登記簿謄本に、賃貸借契約書等の当該土地の使用
権原を証する書類を添付すること。
- (16) 小規模特定事業場の公団の写し
小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業及び隣接地の地目を記入し、謄写
した法務局名、作成年月日を記載すること。
- (17) 小規模特定事業区域内土地使用同意書
小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者
が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。
なお、申請者は土地所有者に対し、小規模特定事業の内容に係る事項及び土地所有者
の義務に関する事項を説明の上、同意を得ること。
- (18) 現場監督者の住民票を添付すること。
- (19) 周辺住民への説明を行った内容を記載した書面
申請に際し、あらかじめ周辺住民に対して小規模特定事業の実施及び内容の説明をす
ること。説明を行った者は、説明先及び説明内容等を記した書面を提出すること。
- (20) 申請者が条例第 13 条第 1 項第 1 号アからケまでに該当しない者であることを誓約す
る書面
- (21) 法定代理人、役員、株主、出资者、使用者等
- ① 申請者が条例第 13 条第 1 項第 1 号に規定する未成年者又は規則第 8 条第 9 号に
規定する未成年者である場合には、これら者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍
地及び住所を記載した書面

②申請者が法人である場合には、条例第13条1項第1号キに規定する役員又は規則第8条10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面。

③申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地および住所を記載した書面。

④申請者に規則第7条に規定する使用人又は規則第8条7号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地および住所を記載した書面。
→上記①～④について、別記様式第4号の3により作成、申請書に添付する。

(22) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面
土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除措置について具体的に記載すること。(例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限 等)

(23) 構造安定計算書

規則第9条(別表第2)の構造上の基準について、必要に応じて添付すること。

(24) 摊壁を用いる場合の断面図及び背面図

参考の条文「宅地造成規制法施行令」とおりの構造とし、図面は1/50程度で作成し、背面図は摊壁の裏面の構造が判明できるものであること。

(25) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し(提出先の受付印のあるものに限る。)とする。

(26) その他

ア 1つの画面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借契約書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

ウ 土砂等の運搬に際し町道を使用する場合は、都市建設課に「道路使用許可申請書」を提出し、許可を受け、その写しを添付すること。

また、土砂等の運搬経路がスクールゾーン又は通学路となっているかどうかの確認を教育総務課において行うとともに、必要に応じ「通学路の安全確保に関する書類」を提出し、その写しを添付すること。

2 小規模特定事業（小規模一時たい積事業）許可申請書（別記様式第6号）記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、当該事業区域が他市町との区域と共存する場合にあつては500m²以上の市町に提出することとし、合計面積が3,000m²以上の場合は県東環境森林事務所へ提出すること。
申請書類は、正本1通の他は写しでよい。
- ◇ 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

- (1) 小規模特定事業場の位置
小規模特定事業場の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）
- (2) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積
求積図等を添付すること。
- (3) 小規模特定事業に供する施設の設置計画
1/500程度でA1又はA2の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。
(土砂等の搬入路、排水溝及び排水増す等（小規模特定事業内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）等の施設の位置を明示すること。
- (4) 現場管理責任者の氏名
施行規則第23条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (5) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
年間及び一日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。
- (6) 小規模特定事業の期間
小規模特定事業を行う期間を記載すること。
ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は、管理する土地でない場合にあつては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）借地等の契約機関の範囲内で記載すること。
- (7) 小規模特定事業に供する土砂等のたい積の構造
施行規則別表第3に掲げる構造のとおりとし、1/500程度で土砂等のたい積が最大となつた時のたい積の構造を平面図及び断面図で示す。
- (8) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
1/500程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとと

もに、排水溝、排水井（必要に応じた数を設置すること。）等を記載し、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工程、広報を記載した図面とする。

【添付書類関係】

- (9) 申請者の住民票（法人の場合にあっては、登記簿謄本）
3月以内に発行したものに限る。
- (10) 小規模特定事業場の位置図
1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (11) 小規模特定事業場の附近の見取図
1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (12) 小規模特定事業場の土地の登記簿謄本
3月以内に発行したものに限る。ただし、小規模特定事業場の土地が自らの所有に係らない場合にあっては、当該土地の登記簿謄本に、賃貸借契約書等の当該土地の使用権原を証する書類を添付すること。
- (13) 小規模特定事業場の公図の写し
小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載すること。
- (14) 現場監督者の住民票を添付すること。
- (15) 周辺住民への説明を行った内容を記載した書面
申請に際し、あらかじめ周辺住民に対して小規模特定事業の実施及び内容の説明をすること。説明を行った者は、説明先及び説明内容等を記した書面を提出すること。
- (16) 申請者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第4号の2）
- (17) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用者等
- ①申請者が条例第13条第1項第1号力に規定する未成年者又は規則第8条第8号に規定する未成年者である場合には、これら者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- ②申請者が法人である場合には、条例第13条第1項第1号キに規定する役員又は規則第8条9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面。
- ③申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地および住所を記載した書面。
- ④申請者に規則第7条に規定する使用人又は規則第8条6号に規定する使用者がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地および住所を記載した書面。
→上記①～④については、別記様式第4号の3により作成、申請書に添付する。

- (18) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面
当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。
- (19) その他

ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

- イ 検査試料採取調書、地質分析結果証明書、賃貸借契約書等の土地の使用権原を証する書類及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。
ウ 土砂等の運搬に際し町道を使用する場合は、都市建設課に「道路使用許可申請書」を提出し、許可を受け、その写しを添付すること。
また、土砂等の運搬経路がスクールゾーン又は通学路となっているかどうかの確認を教育総務課において行うとともに、必要に応じ「通学路の安全確保に関する書類」を提出し、その写しを添付すること。

3 小規模特定事業変更許可申請書（別記様式第7号）記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、当該事業区域が他市町との区域と共に存する場合にあっては500m²以上の市町に提出することとし、合計面積が3,000m²以上の場合は県東環境森林事務所へ提出すること。
申請書類は、正本1通の他は写しでよい。

- (1) 図面について
許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。
(2) 各項目の記載事項
許可申請書と同じ。
(3) 期間延長の変更は1年以内とすること。

4 小規模特定事業認受け許可申請書（別記様式第20号）記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、当該事業区域が他市町との区域と共に存する場合にあっては500m²以上の市町に提出することとし、合計面積が3,000m²以上の場合は県東環境森林事務所へ提出すること。
申請書類は、正本1通の他は写しでよい。

(1) 譲り受けようとする小規模特定事業許可に係わる事項について、その内容及び譲受けの理由を記載すること。

(2) 許可申請書に用いた図面と同一縮尺の図面等を添付すること。

(3) 譲り受けようとする小規模特定事業許可に係わる許可指令書の写し

5 土砂等搬入届（別記様式第9号）記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 土砂等の採取場所1か所につき1通作成すること。

(2) 同一採取場所の場合は、5, 000m³までごとに1通作成すること。

(3) 土砂等の搬入予定量

1つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5, 000m³以下であること。

(4) 土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

(5) 添付書類について

検査試料採取調書、地質分析結果証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

6 土砂等発生元証明書（別記様式第10号）記載要領

* 土砂等の発生元の事業者が発行すること。

* 仮置き場を経由する場合は、その土砂等発生元証明書を添付すること。

◇ 提出部数は一部とする。

(1) 土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行なう事業者となる。（一時たい積小規模特定事業場を経由する場合には、一時たい積小規模特定事業者又は埋立て等事業者となる。）

(2) 当該工事等に係わる土砂等発生量

当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かつて内に当該発生場所から該当小規模特定事業場へ搬出契約量が記載されていること。

(3) 今回の証明にかかる土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係わる土砂等の量（一度に最高5, 000m³）が記載されていること。

(4) 発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から該当小規模特定事業場までの運搬に係わるすべての運搬業者名が記載されていること。

7 検査試料採取調書（別記様式第11号）記載要領

* 実際に検査試料の採取を行なった者が記載するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

- (1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係わる軽量証明書の発行番号と一致すること
- (2) 当該計量証明書に係わる計量証明書を作成するために行なう地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行なわなければならない（施行規則第12条第4項）
- (3) 当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

8 土砂等管理台帳（別記様式第12号）記載要領

* 小規模特定事業場の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

- (1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
許可申請時に積算した、小規模特定事業に使用されている土砂等の量を記載すること。
(変更のあつた場合は、変更後の量)
- (2) 土砂等の採取場所に係るものでない場合は、「○○会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

9 土砂等管理台帳（一時たい積事業用）（別記様式第13号）記載要領

* 小規模特定事業（一時たい積事業）の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

- (1) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量
許可申請時に積算した、年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。(変更のあつた場合は変更後の量)
- (2) 小規模特定事業場への搬出
 - ① 出先の直下の欄へは、当該一時たい積場から搬出する場所を記載すること。
 - ② 搬出先に対応する各日付欄へは、1日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

10 小規模特定事業状況報告書（別記様式第14号）記載要領

* 当該報告書には、土砂等管理台帳（別記様式第12号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとに累計量の合計に一致すること。

(2) 完了時の報告

報告に係る期間（6ヶ月）に搬入された量を記載すること。

(3) 累計量

前回累計量に今回方向量を加えた量になること。

11 小規模特定事業（小規模一時たい積事業）状況報告書（別記様式第15号）記載要領

*当該報告書には、土砂等管理台帳（一時たい積事業用）（別記様式第13号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が0になっていること。

12 小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第16号）記載要領

*当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（別記様式第11号）及び計量証明書を添付し、施行規則第16条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行なう水質検査は、次の①②に掲げる項目の区分に応じ、①②に定める方法により行なわなければならないこと。

①別表1に掲げる項目

土壤汚染に係る基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法。

②水素イオン濃度及び浮遊物質量

昭和49年告示に定める測定方法

- (2) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行なう地質検査は、施行規則第15条第1項第1号及び第2号の規定により採取、作成された資料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行なわなければならないこと（施行規則第15条第1項第3号）
- (3) 当該報告書に添付される検査飼料採取調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。
- (4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量調書は原本を確認するので、原本を持参すること。

13 小規模特定事業相続届（別記様式第21号）記載要領

*小規模特定事業の許可を受けた者について、相続があつた場合に町長に届け出る。

- ◇ 提出部数は、2部とする。

(1) 相続の事実を証する書面

非相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人全員の印鑑登録証明書必要）、相続人の本籍記載の住民票。（相続人が未成年の場合は、その法定代理人の住民票の写し）
当該相続の事実を証する書面は、原本を確認するので、原本を持参すること。

14 その他

(1) 小規模特定事業変更届（別記様式第8号）

- ◇ 提出部数は、1部とする。

(2) 小規模特定事業完了届（別記様式第18号）

- ◇ 提出部数は、2部とする。

ただし、当該事業区域が他市町との区域と共存する場合にあっては500m²以上の市町に提出することとし、合計面積が3,000m²以上の場合は県東環境森林事務所へ提出すること。

(3) 小規模特定事業廃止（休止）届（別記様式第19号）

- ◇ 提出部数は、2部とする。

ただし、当該事業区域が他市町との区域と共存する場合にあっては500m²以上

の市町に提出することとし、合計面積が3,000m²以上の場合は県東環境森林事務所へ提出すること。

【上三川町条例・施行規則対照表】

| 上三川町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 | 上三川町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則 | 備 考 |
|---|---|-----------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、板木及土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年版）を条例第3号。以下「条例」という。）その他の土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止を目的とする法令及び規則（以下「法令等」という。）と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の汚染及び災害の発生を防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は被着したもの）をいう。（以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他土砂へのたい積（製品の搬送又は加工のための原材料のたい積、土壤汚染処理法（平成14年法律第5号）第2条第1項に規定する汚染土砂処理施設における土砂等のたい積その他の規則で定めるたい積を除く。）を行ふ行為をいう。 (2) 小規模特定事業、土砂等の埋立て等に供する区域（土地所有者等において土砂等の埋立て等を行ふ区域であることを除く。）の場所から採取された土砂等を販売する場合における当該土砂等のたい積に付する規則で定める規制を除く。）を行ふ行為をいう。 (3) 小規模特定事業、小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行つ事業であつて、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が50.0平方メートル未満であるものをいう。 <p>(事業者の責務)</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動を行うに当つては、小規模特定事業等による土壤の汚染及び災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、町が実施する小規模特定事業等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施設に協力する責務を有する。</p> <p>2 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。</p> <p>3 土砂等を廻収する事業を行う者は、小規模特定事業等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に当つては、小規模特定事業等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に対するときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を廻収することのないように努めなければならない。</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第4条 土地の所有者は、小規模特定事業等による土壤の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行つ者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第5条 町は、小規模特定事業等による土壤の汚染及び災害の防止に関する施設を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第6条 町は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施設を効率的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する施設について、情報の提供その他の協力を行うものとする。</p> <p>(土砂等の安全管理等)</p> <p>第7条 小規模特定事業等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。安全基準は、土砂の汚染による環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。</p> <p>3 小規模特定事業等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行つてはならない。</p> <p>(施設等の防止措置等)</p> <p>第8条 小規模特定事業等を行う者は、当該小規模特定事業等に使用された土砂等が崩落し、飛散、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>(運営)</p> <p>第1条 この規則は、上三川町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年上三川町条例第44号。以下「条例」という。）の施行に際し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本規則第2条第1号の規則で定めるたい積)</p> <p>第1条の2 条例第2条第1号の規則で定めるたい積は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土壌汚染処理法（平成14年法律第5号）第16条第1項に規定する汚染土砂を同法第17条に規定する運搬に関する規則に定めるたい積に付する規制を除く。当該土砂等のたい積に付する規制で当該土砂等を同法第17条に規定する運搬するものにおいて行う土砂等のたい積に付する規制を除く。 (2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で同法第17条に規定するものにおいて行う土砂等のたい積に付する規制を除く。 <p>2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。</p> <p>(安全基準)</p> <p>第1条の2 条例第2条第1号の規則で定めるたい積の運搬には、 ・土砂等には他法令で規定のある「危険物」 「放射性物質」は含まれない。 ・原材料のたい積の運搬では、 ・公会船の運搬では、 ⇒船舶主（運送業者）とし て監視されるもの に限る。」などの原 材料となる土 ・老舗特定事業などに おいて事業区域内の 土砂等の廻収は効率 化されない。</p> <p>第2条 第1項の欄に掲げる項目に依り、当該基準値の欄に定めるとおりとする。</p> | <p>⇒2-8~3-0ページを参照</p> |

2 町長は、小規模特定事業場に使用された土砂等の崩落し、飛散へ若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該小規模特定事業場を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するため必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 町長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導の内容を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。

(小規模特定事業場の許可)

第9条 小規模特定事業場を行おうとする者は、小規模特定事業場に係する区域（以下「小規模特定事業場区域」という）ごとに、あらかじめ、町長の許可を受けるなければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業場については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う小規模特定事業
- (2) 採石法（昭和25年法律第29号）、砂利採石法（昭和43年法律第74号）、その他の法令等に基づき許可等（許可、認可、免許その他の自己に対して何らかの利益を付与する处分をいう。以下同様）がなされた採石場から採石されたり砂等を採取するため一時的に土地の上に設けを行う小規模特定事業
- (3) 採石法又は砂利採石法に基づき許可等がなされた採石場周間に從つて行う小規模特定事業
- (4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業
- (5) 非常災害のために必要なる措置として行う小規模特定事業

(公共的団体の範囲)
第3条 条例第9条第1項の規定で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。
① 独立行政法人が備・財團・実業者・実業者雇用支障機構、独立行政法人都市再生機構、日本不動産事業団、独立行政法人交通政策・運輸施設整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
② 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
③ 地方道路公社法（昭和45年法律第8号）に基づき設立された地方道路公社
④ 公有地の过大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
⑤ 土地收容法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により設立された土地收容区及び同法第77条第2項の規定により設立された土地收容区設立会
⑥ 土地収容整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により設立された土地開発公社
⑦ 地方公团体の資本金、基本金その他のこれに準ずるものをして投資している法人であつて、土地の汚染又は災害の発生の防止に關り、土地の公团体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公的的範囲内に於ける土地の区域（以下「許可区域」といふ。）に基づく許可を受けに小規模特定事業は、次に掲げるものとする。
① 船舶の用に供する目的で行う小規模特定事業
② 造船場、駐車場その他の施設の本來の機能を保全する目的で行う小規模特定事業
③ 施設物の処理及び解消に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といふ。）に基づく許可を受けに小規模特定事業は、産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業
第4条 条例第9条第6号の規定による町長の認定を受けようとするものとする。
第5条 条例第10条（条例第15条第1項及び条例第25条第1項において準用する場合を含む。）の同様は、条例第9条の許可の申請が、条例第11条第1項の規定によるものである場合にあつては小規模特定事業区域内土地使用同意書（別記様式第2号）により、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同様第1号から第3号までに掲げる事項を説明しなければならない。

(許可申請の手続)
第11条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業場区域の周辺住民に申し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第9号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明しなければならない。

(周辺住民への認定)
第11条 第9条の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業場区域の周辺住民に申し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第9号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明しなければならない。

(周辺住民に対する説明の報告)
第5条 第10条の2 条例第10条の2に規定する周辺住民の範囲、周知の方法及び内容は、町長の承認を得なければならぬ。
2 周辺住民から出された質問、意見等には必ず回答し、周辺住民の承諾を得ることとし、それらは全て町長に報告しなければならない。
3 町長は前項の報告を受けた場合において、周辺住民からの質問、意見等に対する回答が不十分であると認めるときは、再度十分な説明をさせ、その報告をさせるものとする。

(許可の申請)
第6条 本所第11条第1項の申請書は、小規模特定事業許可申請書（別記様式第4号）とする。

2 条例第11条第1項の規定で定める書類は、次に掲げるところとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び住所を添付して町長に提出しなければならない）
- (2) 小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）の位置及び面積
- (3) 小規模特定事業場の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）の氏名
- (4) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
- (5) 小規模特定事業の期間
- (6) 小規模特定事業を完了した場合の小規模特定事業区域の撤去
- (7) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ非売される水の引抜き状況を制定するために必要な措置

・無許可で小規模特定事業を行った者に対する取扱いあり。
→条例第37条

・砂利採取地、採石場への埋立てにおける取扱いあり。
・土地所有権の指定期間での埋立て等は別途外

・土地所有権の指定期間での埋立て等は別途外

(9) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業地区以外の地域へ当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は漏出による災害の発生を防止するために必要な措置

(10) その他町長が必要と認める事項

地政の住所。第21条第2項第5号において同じ。) を記載した書面
(別記様式第4号の3)

(8) 申請者が法人である場合には、条例第13条第1項第1号キに規定する役員又は第8条第1項第1号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(別記様式第4号の3)

(9) 申請者が法人である場合には、施行基準は建設の100分の5以上の株式を有する者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(別記様式第4号の3)

(10) 申請者が次条又は第8条第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面(別記様式第4号の3)

(11) 現場管理責任者の住民票の写し

(12) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定期(計画書)

(13) 居住住民に対する土砂等の堆立て等事業の説明書(別記様式第4号の4)

(14) 土質試験等に基づく土砂等の堆立て等の帰還の安定期算(以下「安定期算」という。)を行った場合にあっては、当該予定期(計画書)

(15) 飛散を用いる場合にあっては、当該施設の断面図及び断面図

(16) 施設コンクリート造又は無筋コンクリート造の断面図を用いる場合にあっては、当該施設の概要、構造図、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(17) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面(別記様式第5号)

(18) 小規模特定事業の営業等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書類

(19) 他の法令等の規制に該当する場合は、小規模特定事業(小規模一時せり抜き特許申請書)の申請書(別記様式第6号)とする。

(20) 第2項第1号、第2号、第4号、第6号から第11号まで、第13号、第17号及び第18号に掲げる書類

(21) 小規模特定事業(小規模一時せり抜き特許申請書)区段地土地使用同意書(別記様式第3号)

(22) 小規模特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたいわが最大となる場合の当該たいわの構造・輪郭図に限る。)

(23) その他の長が必要と認める書類

(使用者)

2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたいわを行う小規模特定事業(以下「小規模一時せり抜き特許申請」という。)である場合には、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 町令第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項

(2) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の輸入予定期及び搬出予定期

(3) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたいわの構造

(4) その他の長が必要と認める事項

(申請の制限)

第1.2条 第9条の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間について3年を超過して申請することができない。

(許可の基準)

第1.3条 町長は、第9条の許可の申請が第11条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしておらぬ。

(1) ア この条例の規定に違反して、開金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 2.7条第1項の規定により許可を取り消され、その取扱い申請者が既に受けている場合にあっては、当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分による上三川町行政手続規則(平成9年上三川町条例第18号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。)であつた者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。)ただし、申請者が第2.7条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取消された者は、この限りではない。

ウ 第2.7条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が超過しない者
エ 第2.8条の規定による必要措置を完了していない者
オ 小規模特定事業の施工に際し不正又は不誠実な行為をする者
カ 営業に関する理由がある者
その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む)がアからオまでのいずれかに該当するもの
キ 法人でその役員又は法定代理人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者
ク 個人で規定で定める使用者のうちアからオまでのいずれかに該当する者

・工事施工中に災害発生を防止するための工事の工種、工事が実行できる期間を添付

第7条 条例第13条第1項第1号及びウの規則で定める使用人は、申請者の使用者で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店(個人以外の者であつては、主たる事務所又は設立する

・申請者が持する各種
要件(該当時点で許
可申請の規定あり)
→条例第2.8条

・事業の上開示中の者
・条例の批准命令が承
認された者

第7条 条例第13条第1項第1号及びウの規則で定める使用人は、申請者の使用者で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店(個人以外の者であつては、主たる事務所又は設立する

・事業の上開示中の者
・条例の批准命令が承
認された者

かに該当する者のあるもの

- ケ 広葉物の処理及び輸出に関する法律(昭和45年法律第31号) 第14条第5項第2号イからヘまでに掲げる者の中規則で定めるもの
第10条に規定する同意を得ていること。
(3) 第10条の2に規定する説明を行っていること。
(4) 小規模特定事業が3年以内に完了するものであること。

事務所)
(2) 前号に掲げるもののほか、維持的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の堆立で等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(条例第13条第1項第1号ケの規則で定めるもの)
第8条 条例第13条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げ
る者とする。
(1) 著作権の権利の譲り受けにより法第2条第1項に規定する広葉物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な権利、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者
(2) 破産手続開始の決定を受けて債務を得ない者
(3) 募集以上の別に定せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなくなつた日から3年を経過しない者
(4) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、海浜整備等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(昭和45年法律第136号)及びボリュームフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(平成13年法律第65号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、第32条の3第7項及び第32条の1-1第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(昭和40年法律第45号)第20条、第206条、第208条、第208条の2、第220条若しくは第247条の別号(暴力行為等処罰二関連)の規定に違反し、又は執行を終り、罰金の前に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者
(5) 法第7条の4第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これららの規定を法第14条の6において読み替えて適用する場合を含む。)又は浄化槽法第4条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者を除く。)又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該することにより許可を取り消された場合を除く。)においては、当該取消の处分に係る行政手続法(平成5年法律第8号)第15条の規定による通知があつた日前6日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに相当する者を含み、相談役、顧問その他がなる名稱を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに相当する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この点において同じ。)であつた者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)
(6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて適用する場合を含む。)又は浄化槽法第4条第2項の規定による許可の取消し处分に係る行政手続法第15条の規定によると通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて適用する場合を含む。以下この点において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは医療廃棄物の収容若しくは運搬若しくは処理の事業のいずれかの事業の全部の廃止に該當する旨の同条の規定による通知があつた場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(個人以外の者にあっては、主たる事務所又は販売事務所)の代表者その他これに準ずる者で判決分割に定める使用人、以下同じ。)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用者であつた者で、当該届出の日から3年を経過しないもの)
(7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは運搬若しくは処理の事業のいずれかの事業の全部の廃止又は浄化槽法第3条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(個人以外の者にあっては、主たる事務所又は販売事務所)の代表者その他これに準ずる者で判決分割に定める使用人、以下同じ。)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用者であつた者で、当該届出の日から3年を経過しないもの)
(8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この点において「暴力団員等」という。)
(9) 営業に廃し未成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が未成年者である場合は、その後見を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
(10) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの

・廃棄物処理法、浄化槽法、その他の生活環境の保全目的とする法律、暴力団対策法、刑法の附則規定
→条文第27条

・特たん・詐事業の規定
・危機法の附則規定
・当該認可等の適用日から3年未満過
・条件違反者に対する監督
・當初認可等の適用
・審査結果若しくは申請者の写し等を添付
→条文第27条

・危機法等の附則規定
し専分等の上記届
者の提出等で3年内
経過のもの
・条件違反者に対する監
・當初認可等の適用
・審査結果若しくは申請
者の写し等を添付
→条文第27条

(3) その他当該土砂等について、土塊の汚染のおそれがないと町長が認めた場合

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- (1) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段

- (2) 当該許可に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

- (3) 当該許可（小規模一時ないし短事業者によるものに限る。）に係る小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同様に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第16条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る元検査申請書その他の当該土砂等を記載したことを証する書面とする。
(土砂等管理台帳等)

第13条 条例第17条第1項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（別表第1第2号）（小規模特定事業者が採集一時ないし短事業用 別記様式第13号）によるものとする。

2 条例第17条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるところとする。

- (1) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

- (2) 小規模特定事業の番号

- (3) 小規模特定事業場の位置及び小規模特定事業区域の面積

- (4) 現場監理責任者の氏名

- (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模特定事業の規模一時ないし短事業にあっては、年間の当該小規模特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量）

- (6) 小規模特定事業の期間

- (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

- (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名

- 3 条例第17条第2項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに当該6ヶ月を経過した日から2週間に内（小規模特定事業終了を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第2・3条第1項又は条例第2・4条第2項の規定による届出の際）に、小規模特定事業

- 4 小規模特定事業が小規模一時ないし短事業である場合には、条例第17条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに当該3ヶ月を経過した日から2週間に内（小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第2・3条第1項又は条例第2・4条第2項の規定による届出の際）に、小規模特定事業（小規模一時ないし短事業 状況報告書 別記様式第15号）を提出して行わなければならない。

（水質検査等）

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ搬出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該小規模特定事業区域の土塊についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ搬出される水の水質検査及び当該小規模特定事業区域の土塊についての地質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該水質検査に代えることができる。

3 条例第18条第1項の規定による水質検査は、小規模特定事業の立会いの上、町長が指定する日から6月ごとに、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

2 小規模特定事業が小規模一時ないし短事業である場合には、条例第18条第2項の規定による水質検査は、町長の指定する職員に相談の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

（地質検査）

第15条 条例第18条第1項に定める地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに、火に焼ける方法により行わなければならない。

1 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地點及び当該中央地點を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地點から5メートルから1.0メートルまでの4地點（当該地點がないう場合は、中央地點を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地點と当該区域の境界との間の4地點）の土塊について行うこと。

2 前項の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地點において等量とし、採取後混じ、1試料としてすること。

3 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1

・気象条件その他のやむを得ない場合や
・地質等が複雑な場合
→条例第2・3条、第3

・無報告者、虚偽の報告
者等は、取扱い分
割別あり。
→条例第2・3条、第3

8条

8条

・検査並行実験の結果
に依り、測定値が得
られない場合は、取
扱い分けられること。

→条例第2・3条、第3

・無報告者、虚偽の報告
者等は、取扱い分
割別あり。
→条例第2・3条、第3

8条

8条

・検査並行実験の結果
に依り、測定値が得
られない場合は、取
扱い分けられること。

→条例第2・3条、第3

8条

及び別表第1の2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模特定事業が小規模一時たい和事業である場合にあっては、条例第18条第1項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第18条第2項の規定による地質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告) 第16条 条例第18条第3項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれの小規模特定事業水質検査等報告書(別記様式第16号)に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

| 検査 | 提出時期 | 添付書類 |
|-------------------------|--|---|
| 1 第1.4条 第1項の 水質検査 | 月ごとに当該6月 を超過した日から6 ヶ月以内 | 小規模特定事業を 始めた日から6 ヶ月以内に実施した 地質検査の結果 並びに第1.4条第1項の規定に より掲載した試料の検査結果 並びに第1.4条第2項の規定に より掲載した試料の検査結果 |
| 2 第1.4条 第2項の水質 検査 | 月ごとに当該6月 を超過した日から3 ヶ月以内 | 小規模特定事業を 始めた日から3 ヶ月以内に実施した 地質検査の結果 並びに第1.4条第2項の規定に より掲載した試料の検査結果 |
| 3 第1.4条 第3項の水質 検査 | 月ごとに当該6月 を超過した日から 2週以内 | 小規模特定事業を 始めた日から2 ヶ月以内に実施した 地質検査の結果 並びに第1.4条第3項の規定に より掲載した試料の検査結果 |
| 4 第1.5条 第1項の地質 検査 | 月ごとに当該6月 を超過した日から 2週以内 | 小規模特定事業を 始めた日から3 ヶ月ごとに当該3月 を超過した日から 2週以内 |
| 5 第1.5条 第2項の地質 検査 | 月ごとに当該6月 を超過した日から3 ヶ月ごとに当該3月 を超過した日から 2週以内 | 小規模特定事業を 始めた日から3 ヶ月ごとに当該3月 を超過した日から 2週以内に実施した土砂等を採 取した地点の位置図及び測量写 真並びに第1.5条第2項の規定 により掲載した試料の検査結果 並びに第1.5条第3項の規定 により掲載した試料の検査結果 |
| 6 第1.5条 第3項の地質 検査 | 月ごとに当該6月 を超過した日から 2週以内 | 小規模特定事業を 始めた日から3 ヶ月ごとに当該3月 を超過した日から 2週以内に実施した土砂等を採 取した地点の位置図及び測量写 真並びに第1.5条第3項の規定 により掲載した試料の検査結果 並びに第1.5条第4項の規定 により掲載した試料の検査結果 |

・違反者における検査分
あり。
→別表第2.8条

・規則附則により表示

3 第9条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則に定めるところにより、当該検査の結果を町長に報告しなければならない。 第9条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該小規模特定事業場の届け出を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区段の土地区画整理事業による土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を町長に報告しなければならない。

(周辺住民等への告知)

第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該小規模特定事業場の届け出を受けた者は、当該許可により町長に提出した届出書の写し及び第1.7条第1項の規定による土砂等を周辺住民その他の利害関係者有する者の範囲に掲示しなければならない。

2 第2.1条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区段と小規模特定事業区段以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならぬ。

2 第2.2条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすいう箇所に表示しなければならない。

(標識の掲示等)

第2.1条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。

2 第2.2条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業区段に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすいう箇所に表示しなければならぬ。

(土砂等の搬入車両への表示)

第2.2条 第9条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る小規模特定事業区段に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすいう箇所に表示しなければならぬ。

(標識)

第17条 条例第2.1条第1項の規定による標識の表示は、小規模特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に因する標識(別記様式第17号)により行わなければならない。

2 条例第2.1条第1項の規定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 許可年月日及びその番号 (2) 小規模特定事業の目的 (3) 小規模特定事業場の所在地 (4) 小規模特定事業を行う者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び生年月日) (5) 現場管理責任者の氏名 (6) 小規模特定事業の期間 (7) 小規模特定事業区段の面積 (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定期(小規模一時たい和事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定期及び搬出予定期) (9) 小規模特定事業場の見取図 (10) 車両への表示)

第18条 条例第2.2条の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本産業規格JIS S 0.5に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項については日本産業規格JIS S 0.5に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第4号に掲げる事項については日本産業規格JIS S 0.5に規定する3

・違反者における検査分
あり。
→別表第2.8条

・規則附則により表示

・違反者における検査分
あり。
→別表第2.8条

・違反者における検査分
あり。
→別表第2.8条

0ボイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しない場合はならない。

条例第2・2条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する小町場である旨

(2) 小規模特定事業区域の所在地

(3) 小規模特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称）

(4) 小規模特定事業の許可の番号

(5) 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては、名称）

（小規模特定事業の完了等）

第2条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（小規模特定事業の廃止等）

第2・4条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出又は休止後の当該小規模特定事業による土砂の汚染及び当該小規模特定事業の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

5 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。

4 町長は、第2項の規定による廃止の届出に係る土砂の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模特定事業による土砂の汚染がないかどうか及び当該届出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（被受け）

第2・5条 第9条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、町長の許可を受ければならない。

この場合には、第10条の規定を適用する。

2 前項の許可を受ければ、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める箇所を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 譲り受けようとする小規模特定事業の許可年月日及びその番号

(4) その他の長が必要と認める事項

3 第1・3条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）及び第1・4条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項の許可を受けて小規模特定事業を譲り受けた者は、当該小規模特定事業に係る第9条の許可を受けた者の地位を承継する。（相続）

第2・6条 第9条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

（小規模特定事業の廃止等の届出）

第2・10条 条例第2・4条第2項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から1・5月以内に、小規模特定事業完了届（別記様式第18号）を提出して行わなければならぬ。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業区域が第9条の許可の内容に適合していないければなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（小規模特定事業区域の廃止等）

第2・11条 条例第2・5条第2項の規定による届出は、小規模特定事業を廃止した場合にあっては、当該小規模特定事業を廃止した日から3・0月以内に、小規模特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、小規模特定事業廃止（休止）届（別記様式第19号）を提出して行わなければならぬ。

2 町長は、前項の規定による届出を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、町長の許可を受ければならない。

この場合には、第10条の規定を適用する。

3 前項の許可を受ければ、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める箇所を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項证明書）

(2) 小規模特定事業場の位置図及び付帯の見取図

2 条例第2・5条第2項の規定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項证明書）

(2) 小規模特定事業区域内土地使用同意書（小規模特定事業の小規模一時たい積事業にあっては、小規模特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書）

(3) 土地使用料（別記様式第1・3条第1項第1号アからケまでに該当しない者であります。申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項证明書））

(4) 申請者が条例第1・3条第1項第1号力に規定する未成年者又は第8条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(5) 申請者が法人である場合には、条例第1・3条第1項第1号キに規定する役員又は第8条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の10・0分の5以上を保有する株主又は出資額の10・0分の5以上に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(7) 申請者が法人である場合において、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(8) 申請者が第7条又は第8条第7号に規定する使用人がある場合に、その他の長が必要と認める事項

（相続）

・無印での譲り受けを行った者は記載してはいけない。

・譲り受け。=承認済み 8枚

・届出をあつた者は記載してはいけない。

・工事の最終期日まで工事の結果、元々あつた表上で被覆物の措置を講じる場合は、その削除工事を出して、確認を受けること。

・規則第6条により、事業面の実績が行なわなければならぬ。

・規則第3・8条

・届出をあつた者は記載してはいけない。

・規則第3・7条

通常なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第27条 町長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第9条、第15条第1項又は第25条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第9条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (3) 第13条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいづれかに該当するに至ったとき。

- (4) 第14条(第15条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。)の規定により都道府に付した条件に違反したとき。
- (5) 第15条第1項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (6) 第16条から第22条までの規定に違反したとき。

- (7) 前項第1項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいづれかに該当するとき。

- (8) 次の第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。
① 前項第1項の規定により第9条の許可を受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならぬ。

- (9) 次の第1項の規定により第9条の許可を受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならぬ。

- (10) 次の第1項の規定により第9条の許可を受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならぬ。

- (11) 次の第1項の規定により第9条の許可を受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならぬ。

第28条 町長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該の規模特定事業を行わせ、又は行わせぬ場所の土壤に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対して、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなつた土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなつた土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土砂の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 町長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認し、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対して、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業による土砂の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 町長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う第9条の許可を受けた者(第15条第1項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けた者(第15条第1項の規定により第9条の許可を受けた者)に限り、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 町長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 町長は、第2・3条第3項、第2・4条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (4) (3) 第29条 町長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対する理由を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。
(関係書類の保存) 第30条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業について第23条第1項の規定による完了の届出若しくは第24条

第22条 本規則第2・6条第2項の規定による届出は、小規模特定事業用紙(別記様式第2-1号)を提出して行わなければならない。

別則あり。

=
→
=

規則あり。

第2項の規定による届出の届出をした日又は第27条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該小規模特定事業に規定この条例の規定により町長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第31条 現場管理責任者は、小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する規則で定める服務を実施に行なわなければならない。

2 小規模特定事業の施工に從事する者は、現場管理責任者がその服務を行なうために必要があると認めてする指示に従わなければならぬ。

い。

(小規模特定事業に係る土地所有者の義務)

第32条 第10条(第15条第1項及び第25条第1項において「利用する場合を含む。以下この条において同じ。」)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行なわれている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第10条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土地が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらの者があることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行なう者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を町長に通報しなければならない。

(法人税等)

第33条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行なう者の事務所、事業場その他の土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪抑止のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第34条 第9条、第15条第1項又は第25条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第9条の許可の申請 1件につき 5万円

(2) 第15条第1項の変更の許可の申請 1件につき 3万円

(3) 第25条第1項の譲受けの許可の申請 1件につき 3万円

(規則への委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第1項又は第28条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者

(2) 第9条、第15条第1項又は第25条第1項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条の規定に違反して、届出をしていないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者

(2) 第17条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(3) 第17条第2項又は第18条第3項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者

(4) 第18条第1項又は第2項の規定による検査を行なわなかった者

(5) 第33条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(6) 第33条第1項の規定による検査を行なわなかった者若しくは虚偽の報告をせず、若しくは虚偽の検査を行なわなかった者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第4項、第23条第1項、第24条第2項又は第26条第2項の規定による罰金に対する答弁を拒み、亦が、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 第30条の規定に違反した者

(附則規定)

・現場管理責任者は、常時現場の管理をできる者であること。

(現場管理責任者の職務)

第23条 条例第31条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第16条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。

(2) 小規模特定事業場から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。

(3) 小規模特定事業場以外の地域へ小規模特定事業に使用された土砂等が堆積、飛散又は漏出しないように小規模特定事業の施工を管理すること。

(4) 小規模特定事業に伴う土砂の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその状況を記すこと。

(土砂所有者による小規模特定事業の施工状況の把握)

第24条 条例第32条第1項の規定による小規模特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模特定事業場において、毎月1回以上、当該小規模特定事業場において土砂の汚染又は災害の発生がなければどうか及びこれらのおそれがないか、どうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該小規模特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行なうことができる。

(手分を示す証明書)

第25条 例第33条第2項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式第2号)とする。

(書類等の提出)

第26条 条例及びこの規則の規定により町長に提出すべき書類の部数は、1部とする。

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「新条例」という。）の規定中新小規模未定事業（新条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）の許可等に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第1条の規定により申請がなされた新小規模未定事業について適用し、施行日前に改正前の上三川町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により申請がなされた小規模特定事業（旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。）については、なお、從前の例による。
- この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改訂後の別表第1の規定は、平成29年4月1日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年上三川町条例第44号）第2条第1号に規定する土砂をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例は、令和 年 月 日から施行する。
- この条例の施行の際限りに第9条の許可の申請をした者又は同条の許可を受けた者については、なお従前の例による。

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改訂後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年上三川町条例第44号）第2条第1号に規定する土砂をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際限りに第9条の許可の申請をした者又は同条の許可を受けた者については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

「条例第7条第1項に係る安全基準」

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|-----------------------------|--|--|
| カドミウム | 検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下 | 日本産業規格K0102(以下「規格」という。)規格38に定める方法(規格38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。)付表1に掲げる方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格3.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法) |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 | 規格5.4に定める方法 |
| 鉛 | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 | 規格6.5.2(規格6.5.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格6.5.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては日本工業規格K0170-7のa)又はb)に定める操作を行なうものとする。) |
| 六価クロム | 検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下 | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満 |
| 砒素 | 検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下 | 検液中濃度に係るものにあっては規格6.1に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法 |
| 緑水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年告示付表2に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年告示付表3に掲げる方法 |
| P C B | 土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満 | 農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法 |
| 銅 | 検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| ジクロロメタン | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下 | 地下水中の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下 | |

| | | |
|------------------|------------------------|---|
| | | |
| 一) | | |
| 1, 2-ジクロロエタン | 検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1, 1-ジクロロエレン | 検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5. |
| 1, 2-ジクロロエレン | 検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液1リットルにつき1ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1, 3-ジクロロブロペン | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下 | 昭和46年告示付表5に掲げる方法 |
| シマジン | 検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下 | 昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下 | 昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 | 規格67.2、67.3又は67.4に定める方法 |
| ふつ素 | 検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下 | 規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試葉溶液として、水約200ミリリットルに硫酸1.0ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム1.0グラムを溶かした水溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のランクを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注[2]第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年付表7に掲げる方法 |
| ほう素 | 検液1リットルにつき1ミリグラム以下 | 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法 |
| 1, 4-ジオキサン | 検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下 | 昭和46年告示付表8に掲げる方法 |

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成3年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機胂とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第1の2(第2条関係)

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|---------|--------------|------------------------------------|
| 水素イオン濃度 | 5. 8以上8. 6以下 | 地盤工学会基準JGS0211-2009に定める土壌濁液のPH試験方法 |

別表第2（第9条関係）

「条例第13条第1項第4号に係る構造上の基準」

- 1 小規模特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようくぐい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において小規模特定事業を施工する場合にあっては、小規模特定事業を施工する前の地盤と小規模特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないよう当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（小規模特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

| 土砂等の区分 | 土砂等の埋立て等の高さ | のり面のこう配 |
|---|--------------------|--|
| 建設業に属する事業を行う者の安定計算を行った場合 | 安全が確保される高さ | 安全が確保されるこう配 |
| 再生資源の利用に関する判断の場合 | | 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上のこう配 |
| 基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準じるもの | 10メートル以下 | 安定計算を行い、安全が確保されるこう配 |
| その他 | 安定計算を行い、安全が確保される高さ | 安定計算を行い、安全が確保されるこう配 |

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 小規模特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 小規模特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第9条関係）

「条例第13条第2項第2号に係る構造上の基準」

- 1 小規模特定事業場の隣接地と小規模特定事業区域との間に、5メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこと。

別表第4（第10条関係）

「条例第13条第3項に係る行為」

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による許可を要する行為
- 2 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
- 4 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 5 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 6 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可を要する行為
- 8 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 9 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を要する行為
- 11 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可及び同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 12 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 14 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定による許可を要する行為
- 15 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による許可を要する行為
- 16 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 17 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条第4項の規定による許可を要する行為
- 18 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第12条第3項の規定による許可を要する行為
- 19 栃木県風致地区条例（昭和45年栃木県条例第7号）第2条第1項の規定による許可を要する行為
- 20 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第4項の規定による許可を要する行為
- 21 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成15年栃木県条例第5号）第4条第1項及び第5条の規定による許可を要する行為

上三川町土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例 申請の手引き

(第11版 令和5年1月)

問い合わせ先

上三川町地域生活課 環境係

〒329-0696

上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL: 0285(56)9131

E-mail: seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp

HP: <https://www.town.kaminokawa.lg.jp/>